

畜 号 外
令和4年2月9日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス簡易検査「陽性」の確認に係る注意喚起について（通知）

このことについて、環境生活部自然保護課から別添のとおりプレスリリースがありましたので、お知らせします。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

なお、本情報及び関連情報については、下記農林水産省及び環境省ホームページに掲載されております。

- 1 農林水産省ホームページ
ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- 2 環境省ホームページ
環境省 > 高病原性鳥インフルエンザに関する情報
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/



【振興・衛生担当（熊谷） TEL019-629-5729】

死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス簡易検査陽性について

【要旨】

令和4年2月9日、久慈市において回収されたオオハクチョウ1羽の死亡個体について、A型鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、陽性反応が確認されましたので、お知らせします。

今後、環境省が、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を鳥取大学において実施しますが、検査結果判明まで1週間程度かかる見込みです。

なお、現時点において病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。また、遺伝子検査の結果、陰性となることもあります。

1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の回収地点

久慈市長内町

(2) 経緯

- ・ 2月8日（火）午後7時30分頃、県がオオハクチョウの衰弱した個体1羽を回収。
- ・ 同個体が2月9日（水）に死亡。死亡要因が不明であったことから岩手県県北家畜保健衛生所に搬入し、A型鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、陽性反応を確認。
- ・ 県では、国の高病原性鳥インフルエンザに係るマニュアルに基づき、環境省に報告。
- ・ 環境省では、2月9日に回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2 今後の対応

(1) 本日（9日）検体を鳥取大学に送付し、遺伝子検査を実施予定。

検査結果の判明まで1週間程度かかる予定。

(2) 環境省が指定した野鳥監視重点区域において、県（県北広域振興局保健福祉環境部）では野鳥の主要飛来地について1日1回巡回するなど、監視を強化し、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努める。

なお、陰性となった場合は、環境省が野鳥監視重点区域の指定を解除。

(3) 本日、「食の安全安心危機管理対応指針」に基づき、「食の安全安心危機管理連絡会議」を開催し、庁内で情報共有を図る。

3 その他

現時点では、簡易検査により陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありませんのでご注意ください。

また、遺伝子検査の結果、陰性となることもあります。

岩手県の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザ 簡易検査陽性について

令和4年2月9日（水）

<岩手県同時発表>

岩手県久慈市内で令和4年2月8日（火）に衰弱したオオハクチョウ1羽が回収され、9日（水）に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。

この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 2月8日（火） ・ 岩手県久慈市内で衰弱していたオオハクチョウ1羽を回収（回収後、2月9日（水）に死亡）
- 2月9日（水） ・ 簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
- ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

※ A型鳥インフルエンザウイルスが家きんに対して高病原性を示すようになったものが高病原性鳥インフルエンザウイルスです。

※ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、鳥取大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査等を実施予定であり、検査結果の判明まで1週間程度かかる見込みです。

2. 今後の対応

- ・ 岩手県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥の監視を一層強化します。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付で「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視を継続します。

3. 留意事項

(1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。

(2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
代 表	03-3581-3351		
直 通	03-5521-8285		
室 長	東岡 礼治	(内線 6470)	
室長補佐	村上 靖典	(内線 6675)	
係 長	福田 真	(内線 6670)	
担 当	安藤 滉一	(内線 6478)	